



2023年2月20日

各位

会社名 日本電気硝子株式会社
代表者名 社長執行役員 岸本 暁
コード番号 5214 東証プライム
問合せ先 取締役常務執行役員 森井 守
TEL 077 (537) 1700

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の第104期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 株主総会の招集権者及び議長について、株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第15条及び第16条の規定を見直すものです。
- (2) コーポレートガバナンスの一層の強化に向けて、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図ることを目的に、相談役制度を廃止するため、現行定款第27条を削除するものです。
- (3) 現行定款第27条の削除に伴い、現行定款第28条以下の条数を順次繰り上げるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第15条 定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。 2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて取締役会長がこれを招集し、取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、 <u>取締役副会長がこれを招集する。取締役副会長が欠員であるか又は事故があるときは、社長がこれを招集し、社長に事故があるときは、他の代表取締役がこれを招集する。</u>	(招集) 第15条 (現行どおり) 2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて取締役会長がこれを招集し、取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、 <u>あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議長) 第 16 条 株主総会の議長は、取締役会長がこれに当り、取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、<u>取締役副会長がこれに当る。取締役副会長が欠員であるか又は事故があるときは、社長がこれに当り、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の代表取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(議長) 第 16 条 株主総会の議長は、取締役会長がこれに当り、取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>
<p>第 17 条 (条文省略)</p>	<p>第 17 条 (現行どおり)</p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(相談役)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 27 条 取締役会の決議により相談役若干名を置くことができる。</u></p>	
<p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023 年 3 月 30 日 (予定)

定款変更の効力発生日 同日

以 上